東洋史研究
第五十二巻　第四號　平成六年三月發行

居延漢簡にみえる賣買關係簡についての一考察

角谷常子

はじめに

漢代邊境において卒や吏の間で行われる經濟活動については、比較的資料が豐富である。とはいってももちろん文獻にはないので、もっぱら簡牘に頼ることになる。周知の如く、居延からは新舊あわせて約三萬點の簡牘が出土しているが、その中には吏や卒の間で行われる個人的な賣買に關するものも少なからず含まれている。そしてそれらをみると、賣買成立から債權取り立てまで煩瑣なほどに官が關與しているように思われるのである。一體、どのような賣買が行われ、それらに對して官はどのような方針、態度を以て對應していたのであろうか。本稿では主に賣買關係帳簿の作成のされ方の檢討を通して、官の關與のし方という點について考えてみたいと思う。そこで、まずさまざまな賣買關係の帳簿を整理・分類し、さらに帳簿作成のされ方や作成目的を檢討してゆくことにする。(1) なお、舊簡については簡番號、出土地、圖版頁數を、新簡については簡番號を附した。釋文は舊簡は『居延漢簡釋文合校』(謝桂華・李均明・朱國炤、文物出版社、一九八七年)を、新簡は『居延新簡』(甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館・文化部古文獻研究室・中國社會科學院歷史研究所編、文物出版社、

一九九〇年）を参照した。圖版は『居延漢簡　圖版之部』（勞榦、中央研究院歴史語言研究所、一九七七年再版）を参照した。新簡の圖版は刊行されていない。また記號については、『居延新簡』の體例に従い、▨は斷簡、□は一字判讀不能、…は二字以上判讀不能、□は簡の右缺け、□は左缺け、＝は次行に接續することを示す。出土地の地は地灣（肩水候官址）、破は破城子（甲渠候官址）の略である。なお、軍政系統は都尉府―候官―部―隊となっている。

第一章

（貰）賣買に關してどのような文書や帳簿が作られていたのかを知るために、表題・尾題簡・楬（つけ札）・發信日簿・送り狀などから、そのタイトル名を拾い上げてみると、次の如くである。

1　●第二三部甘露二年卒行道貰買衣物名籍　（ＥＰＴ五六・二六五）
2　●不侵候長尊部甘露三年戍卒行道貰買衣財物名籍　（ＥＰＴ五六・二五三）
3　卒自言賣……　（ＥＰＴ五二・一七五）
4　▨□年戍卒貰賣衣財物名籍　（ＥＰＴ五九・四七）
5　甘露三年二月卒貰賣名籍　（ＥＰＴ五六・二六三）
6　卒貰賣名籍　（四四・二三、破、圖一三二）
7　▨始五年二月部卒貰賣衣物騎司馬令史所名籍　（ＥＰＴ五一・二一〇Ａ）
8　第十七部甘露四年卒行道貰賣名籍　（ＥＰＴ三・二）
9　甘露三年戍卒行道貰賣衣財物名籍　（ＥＰＴ五三・二一八）
10　卒居署貰賣官物簿　（二七一・一五、破、圖三〇六）
11　戍卒自言貰賣財物吏民所定　（ＥＰＴ五三・二五）

12　元康二年三月乘胡隊長張常業亭卒不貰買名籍　（五六四・二五、地、圖四八）
13　戍卒貰賣衣財物爰書名籍　（一〇・三四A、地、圖六七）
14　吏負卒貲自證已畢爰書　（EPT五六・二七五）
15　卒不貰賣爰書　（EPT五六・八二）
16　責籍　（EPT五六・一三四）
17　☑責券簿　（二七四・三二、地、圖三一）
18　綏和元年正月渠卒責卷　（EPT五〇・一九八AB）
19　貰券課　（EPT五一・三三八）

1と2は卒の一年間の、行道貰買を部ごとにまとめた名籍、3はおそらく卒が賣ったと自言したことを部でまとめた帳簿であろう。(2) 4～11は貰賣に關するものだが、年や月ごとにまとめたり(4・5・8・9)、賣った相手ごとにまとめたり(7)していることがわかる。また、同じ貰賣でも行道、居署という語がつく場合とつかない場合がある。居署とは勤務の部署に居ることをいい、これに對して行道とはその部署を離れて他所に行くことをさすと考えられる。何もつかない貰賣と、行道貰賣・居署貰賣が具體的にどう違うのかよくわからないが、どこで賣ったかということが帳簿作成上の一つの基準となっていたことが窺えよう。12は不貰買の、13～15は爰書及び爰書の名籍である。16以下の多くはその内容が測り難い。

では次に、（貰）賣買關係帳簿の本文をみることにしたい。以下に掲げる簡はいずれも名籍の形式即ち上段に人名及びその人物の身元に關する事柄（肩書き・出身地・爵・年齢など）が書かれ、空格をおいて下段に内容がくる、という形式をとるもので、ここでは便宜上空格の下にくる文の冒頭の語を以て假題とした。

I　貰買

20　□□□□□殷昌里大夫□未央年卅□　貰買□☑　（EPT五六・四〇二）

21 ☐ 貰買驚虜隊戍卒魏郡□陽當
貰買隊戍卒魏郡□陽中里李☐
貸隊戍卒魏郡□陽脩長里 （EPT五六・二二四）

II 自言賣

22 ☐阿平富里張赦 自言賣☐
賣襲一領☐ （二一三・四九、地、圖一六）

23 ☐自言五月中富昌隊卒高青爲富賣皁袍一領直千九百甲渠
☐令史單子巽所 （EPT五一・三一四）

III 賣

24 第卅卒鄧耐 賣皁復絝一兩直七百第卅隊長淳于☐ （EPT五七・五七）

IV 自言（行道）貰賣

25 ☐ 自言貰賣糸一斤直三百五十又麴四斗直卅八驚虜隊長李故所 （二〇六・三、破、圖二二五）

26 ☐☐既 自言五月中行道貰賣皁復袍一領直千八百 皁□直七百五十
☐□賣 縑長袍一領直二千 ●凡直六千四百
皁絝一兩直千一百 居延平里 男子唐子平所 （二〇六・二八、破、圖二二四）

27 第卅二隊卒郝邑聚里趙誼 自言十月中貰賣糸絮二枚直三百居延昌里徐子放所 已入二☐ （EPT五一・二四九）

28 第廿五隊卒唐憙 自言貰賣白紬襦一領直千五百交錢五百●凡幷直二千☐ （EPT五一・三〇二）

V 貰賣

29 戍卒魏郡內黃□居里杜收 貰賣鶉縷一匹直千廣地萬年隊長孫中前所平六□☐ （一一二・二七、破、圖二〇三）

30 察微隊戍卒陳留郡僞寶成里蔡□子 七月中貰賣縹復袍一領直錢千一百故候史鄭武所 （EPT五一・一二二）

31 第八隊卒魏郡內黃右部里王廣 貰賣莞皁絝橐絮裴一兩直二百七十已得二百少七十遮虜辟衣功所 （EPT五一・一二五）

32 次呑卒王安世　貰賣布復☐　（ＥＰＴ五一・五四〇）

33 第十二卒成餞　貰賣皁復☐　（ＥＰＴ五三・二二一）

34 ☐貰賣官復袍若干領直若干某所隊長王乙所它財☐　（ＥＰＴ五六・二三〇）

35 終古隊卒東郡臨邑高平里召勝字游翁　貰賣九稷曲布三匹〻三百卅三凡直千饐得富里　張公子所舍在里中二門東入＝任者同里徐廣君　（二八二・五、破、圖二六三）

36 戍卒東郡聊成昌國里繇何齊　貰賣七稷布三匹直千五十屋蘭定里石平所舍在郭東道南任者屋蘭力田親功　臨＝木隊　（ＥＰＴ五六・一〇）

37 戍卒魏郡貝丘某里王甲　貰賣□皁復袍縣絮緒一領直若干千居延某里王乙☐居延某里王丙舍在某辟　●它衣財☐　（ＥＰＴ五六・一一三）(3)

VI 自言責

38 隊長徐宗　自言責故三泉亭長石延壽莢錢少二百八十數責不可得　（三・六、破、圖五六九）

39 三墻隊長徐宗　自言故霸胡亭長寧就舍錢二千三百卅數責不可得　（三・四、破、圖五二七）

40 司馬令史騰譚　自言責甲渠隊長鮑小叔負譚食粟三石今見爲甲渠隊長　（ＥＰＴ五一・七〇）

41 呑遠隊卒夏收　自言責代胡隊長張赦〻之〻買收縑一丈直錢三百六十（二一七・一五＋二一七・一九、破、圖五一三＋五一九）

42 鄣卒尹賞　・自言責第廿一隧徐勝之長襦錢少二千　（ＥＰＴ五一・八）

VII 責

43 臨之隊卒魏郡內黃宜民里尹宗　責故臨之隊長薛忘得鐵斗一直九十尺二寸刀一直直卅緹績一直廿五凡直百卅五
同隊卒魏郡內黃城南里吳故　責故臨之隊長薛忘三石布囊一曼索一具皆蘭忘得不可得忘得見爲復作　（ＥＰＴ五九・七）

44　伐胡卒□憙　責□□布□一領直千八十……已得錢二百少八百八十
　　伐胡卒□□　責廣地次□隊長陶子賜練襦一領直八百三十今爲居延市吏
　　責……　（ＥＰＴ五九・六四五）

VIII

45　呑遠候史季赦之　負不侵卒解萬年劍一直六百五十
　　負止北卒趙忠襲裘一直三百八十　●凡千卅□　（二五八・七、破、圖二三五）

46　☑　負令史王卿交錢六百　☑　（ＥＰＴ五〇・九六）

IX

47　乘胡隊卒王羊子　不貰買　（五六四・二六、地、圖四八）

物品賣買關係で作成された帳簿は以上であるが、ここでこれらの帳簿で使われている用語の意味を確認しておきたいというまでもなく、貰賣・貰買とは掛け賣り・掛け買いのことであるが、これに對して貰のつかない單なる賣・買の例も少數ながら存在する。これは單に貰の字をつけ忘れたのか、或いはつけなくても當然貰の意と理解されていたのだろうか。實は、明らかに掛け買いであるにもかかわらず單に買と書いた例がある。

48　建昭二年閏月丙戌甲渠令史董子放買鄣卒□威裘一領直七百五十約至春錢畢已旁人杜君雋（二六・一、破、圖一四〇）

がそれである。これは簡の左側上部に刻齒をもつ契約文書で、建昭二年の閏月は庚寅朔なので丙戌では干支があわないという、漢簡にはしばしばみられる疑問があるものの、明らかに貰買と書くべきところを單に買となっている。しかし、これは日附と約束期限が明記されていることから、貰字の有無はさして大きな問題とはならないであろう。それに對して帳簿の文章における貰字の有無を、どちらでもよかった、と解釋するのはいささか亂暴である。おそらく貰字を冠しない賣・買は掛でない、卽ち現金決濟の取り引きを示すものと思われる。

次に責。これは債のことで、負の對義語である。從って**VII**は債權者の名籍、**VIII**は債務者の名籍ということになる。

最後に自言。これに關しては籾山明氏が「私人が官に對して申立て・申請をする行爲」であるという解釋を示しておられるが、(4) 確かに漢簡に見える自言の用例をみてみると、不當な給料差し止め處分の撤回を求めたり、未支給の鹽の支給を求めるといった、自己の不利益の解消を求める申立て、あるいは旅券の發行、秋射の受驗、休暇取得などの申請のいずれかに屬するものである。從って、賣買關係簡における自言も、申立て・申請と解釋すべきであろう。さて、語義を確認し、今一度帳簿をながめてみると、いくつかの疑問がおこる。

一、IIとIII、IVとV、VIとVIIの三組の帳簿には、自言という語以外は內容、書式とも大きな違いがみられないが、自言の有無で帳簿の性格がどうかわるのだろうか。これについては今のところ明確な解答をすることができないが、一つの可能性を示すこととしたい。自言のついた帳簿は申立て・申請を受理した段階で作成されたものと思われる。そしてこのように申立て・申請が受け付けられた人の名簿を、部は候官に報告したのであろう（3・11）。(5) つまり、自言を冠したものが申立て人、申請人名簿という、いわば第一段階の名簿であるのに對して、自言を冠しないものは、第一段階の名簿あるいは他の情報に基づいて作成された、第二段階の帳簿ではないだろうか。從って行道・居署の別、あるいは官物・私物の別、さらに賣った相手別といったようにさまざまな基準でまとめられたと思われる。自言なる語はあってもなくてもよいというものではなく、やはり作成の段階や目的を異にする帳簿として區別すべきである。

二、貰賣、責のように、賣手側を主語にした帳簿が壓倒的に多い。確かにVIIIの債務者名簿のように、買手側を主語にしたものもないではない。しかし、貰買、買については自言のついたものは今のところ例がなく、つかないものも斷簡が二例とタイトル（1・2）によってその存在を知るのみである。これはどう解釋すべきであろうか。

三、自言が申立て・申請の意であるならば、具體的に何を申立てているのか。理解しやすいのは自言責で、「某に對して債權をもっている」という申立てである。つまり、期限を過ぎても拂ってもらえず、債權が生じたので取り立てを要求したものと考えられる。では、自言貰賣はどうだろうか。これもやはり取り立てを求めているのだろうか。今みたよう

に、取り立て要求は自言責なのだから、この解釈は無理である。そこで、他の可能性を考えてみると、踏み倒しその他のトラブルが起った際、取り引きの内容を官に保證してもらい、取り立てがスムースに行われるようにするため、ということが考えられる。しかし、これにも疑問が殘る。まず、掛け賣りの内容として官に保證してもらいたい事柄とは、當然取り立てに必要な事、即ち支拂い期限が切れたという事實と品物の代金であろう。なぜなら、それがなければいつ、どれだけの債權が生じたのかが證明されないからである。ところが、自言以下の文中には何をどれだけいくらで誰に賣ったかは書かれているが、肝心の支拂い期限は書かれていない。これで果して取り立てる際の内容證明として十分といえるだろうか。さらに、なぜ現金決濟のもの（II）まで自言するのか。この場合、代金はすでに得ているはずなのに、何を申立て、申請することがあるのだろうか。

以上、三つの疑問點をあげたが、二以下についての考察に進む前に、帳簿以外の簡も利用して、吏、卒、民間人の間で行われている賣買の實態をみておくことにしたい。

第二章

末尾の表は、賣手・買手・取り引き品目及び價格を示したものである。表の1～65（以下表1、表65と表記）は明らかに物品賣買が行われたと判斷できるもの。表66以下は、品目は不明だが何らかの取り引きがあったことがわかるものである。品目不明のうち、表78までは品目だけでなく錢額もわからないもの、表79以下は錢額のみで表されているものである。

まずはじめに表79以下のデータについて若干觸れておきたい。このグループの内容を具體的に示すと次のようなものがある。

表98　望虜隊長房良　　負故候長周卿錢千二百卅　　☑

表93　察微隊長卑赦之　負夏幸錢五百卅●負呑北卒□□□□　皆已入畢前所移籍當去
負呂昌錢二百　五百五十皆□□□

これは先のVIII負と同じ形式で、やはり債務者と債務の内容を記録したものである。

表82　☐　自言責甲渠令史張子恩錢三百　☐

表101　☐　自言責却虜隊長徐意居錢百□

これは先のVI自言責と同じ形式であるが、取り引き内容としては錢額のみが書かれている。このほかには、

表89　初元四年正月壬子箕山　隊長明敢言之
趙子回錢三百唯官　以二月奉錢三☐　（以上表）
以付鄉男子莫以印爲　信敢言之　（以上裏）

表95　十二月辛巳第十候　長輔敢言之負令史
茫卿錢千二百願以十　二月奉償以印爲信敢言之　（簡右邊側中部有刻齒）

のように、借金を俸給で支拂ってほしいという内容の文書がある。さらに、

表94　☐徐充國　十二月…積三月　出錢三百一十償第卅隊卒王弘
奉錢千八百　出錢千一十償第卅三隊卒陳第宗錢
出錢八就十月盡十二月月錢七分　●凡出錢千三百廿八
今餘錢四百七十二

これは十二月から二月までの三か月間の奉錢千八百錢のうち、使途の内譯とそのトータル、そして現在の殘金を記したものである。徐充國なる人物の俸錢はひと月六百錢であるから、隊長か尉史であるが、

49　第卅一隊長徐充國　九月奉☐　（EPT五〇・一四八）

にみえる徐充國と同一人物であるならば、隊長ということになる。彼は卒の王弘と陳第宗に合計千三百二十錢の借金を返濟している。

以上いくつか具體例をみてきたが、問題はここで錢いくらと表現された取り引き内容を文字通り現金の貸借を意味する

ものと考えてよいか、即ち、物品の代金（あるいは未拂い金）である可能性はないかということである。これは、帳簿の性格や作成された目的とも關連する問題であると思われる。例えば、表94のような、個人別奉錢出納記錄の如きものでは、物品名やその量よりも何にいくら使ったかが重視されるであろうから、卒への借金返濟にいくら、とだけあればよかったのかもしれない。したがって物品名がないからといっていちがいに現金貸借だと斷定することはできない。しかし逆に表82や表101のような取り立て要求の場合は、物品取り引きがあったのならば、少なくとも品名は書くべきであろうから、それがないということは、何らかの理由で省略されたのでなければ現金貸借と考える方が妥當ではないかと思われる。ただ、いずれにしても現段階では現金か物品代金かを決定する決め手を缺くので、錢額のみが記されているグループの中には表65以前に入るものもある可能性は殘しつつも、ここでは考察の對象としないことにする。最後に物品名も錢額も不明な表66～78であるが、不明といっても首尾完結した簡であるにもかかわらず何も記されていないのではなく、斷簡のために不明なものである。(6) したがって、表65以前にも表79以下にも入る可能性があるのだが、判斷不可能なため、これも原則として考察對象外としておく。

さて以上述べたように、明確に物品賣買だと判斷しかねるデータを除外すると、わずかに六九例しかなく、しかも全ての項目が判明するものとなるとさらに少なくなってしまう。が、とりあえずこの六九例を對象に考察をすすめることにしたい。

まず、賣手と買手についてであるが、賣手が吏であるのは一〇例（一四・五%）、卒は四二例（六〇・九%）、民間人は二例（二・九%）、不明が一五例（二一・七%）である。一方買手が吏であるのは三四例（四九・三%）、卒は七例（一〇・一%）、民間人は一〇例（一四・五%）、不明が一八例（二六・一%）である。ちなみに雙方が判明するもの三八例のうち、卒から吏に賣っているものは二二例である。これでみるかぎり卒から吏に賣るという大きな流れがあったことがわかる。

次に取り引き品目をみると、衣類の多いのがまず目につく。そしてその價格は、例えば皁袴（黑色のズボン狀下衣）は九

百錢（表64）、あるいは千百錢（表15）。袍は千百錢（表52）、官袍（官は官物）が千五百錢（表12）、皁複袍（複はあわせ）が千八百錢（表15）、縹複袍が千百錢（表32）となっている。これらの簡の年代を各々特定することができない現在、厳密な議論はできないが、漢代の穀物價格を一石あたり百～百五十錢程度、卒に支給される一か月の穀物が三石餘であること、さらに隊長の俸給が月に六百～九百錢であること、などから考えると、毎月購入するものではないにしろ、決して安いとは言えない。

50　二月戊寅張掖大守福庫丞承熹兼行丞事敢告張掖農都尉護田校尉府卒人謂縣律曰臧它物非錢者以十月平賈計案戍田卒受官袍衣物貪利貴賈貰與貧困民吏不禁止浸益多又不以時驗問（四・一、破、圖三八〇）

これは張掖太守府から下された文書の一部であるが、その中で卒が官から支給された衣物を高い値段で民吏に賣りつけるという事實を指摘している。正當な價格か否かは別としても、衣料品は高かったといえるであろう。

以上の結果をふまえて、先に示した疑問について章を改めて考えてみたい。

第三章

前章において、卒から吏に賣る場合が多かったことをみたが、このことを、帳簿及びそのタイトルともあわせてもう少し詳しく檢討し、第一章で示した疑問の二、三について考察したい。まずは疑問二、賣手主語の帳簿が多いことについて。

帳簿の中で賣手が主語になっているもの、即ち、II自言賣、III賣、IV自言（行道）貰賣、V貰賣、VI自言責、VII責についてみてみると、これらは數が多いばかりでなく、II～Vについていえば、判明する限りにおいて賣手はすべて卒であって、今のところ吏が賣手となっているものはない。實は表において吏が賣手になっている例が少なかった原因はここにある。では、これらの帳簿においてなぜ賣手として吏がでてこないのだろうか。今この問題を考えるにあたって、いったん

卒の方に注目することにしたい。卒は賣手側帳簿の主語として登場するだけでなく、實は買手側帳簿の主語としても登場しているからである。

第一章でもすでに述べたように、買手側帳簿としては、Ⅰ貰買が二例のみで、しかもそれらはいずれも肝心な買手の部分が不明であった。さらに、賣手側帳簿にみられたような自言を冠したものは一例もみつかっていない。要するに、買手側帳簿が非常に少ないのである。しかし、確かに帳簿そのものは非常に少ないものの、卒については行道貰買名籍なるものが作成されていたことはタイトルから明らかである。とすると、卒に關して言えば、賣っても買っても帳簿が作成されていたことになる。では、このような買手主語の名籍は何をもとにして作られたのだろうか。材料として考えられるのは、卒が（貰）買したと自言すること、もう一つは、假に自言しなかったとすると、（貰）賣名籍その他の資料に基づいて官の方で作成したと考えざるを得ない。つまり、貰買名籍が作成されているということは、卒が貰買の事實を自言する必要があったか、もしそうでないなら、卒については買手側を主語とする名籍も作成する必要が官にはあった、ということになる。

これに對して吏の場合はどうだろうか。吏は賣手帳簿に主語としてあらわれないだけでなく、今のところ買手帳簿もそのタイトルすらみつかっていない。賣手帳簿の方は、吏が賣手になることが少なかったという事實の反映として說明したとしても、表の結果からすれば、吏が買手になる例が壓倒的に多いにもかかわらず買手帳簿がないことを、「まだ發見されていないだけ」と單純に片付けてしまうわけにはいかない。買手帳簿がないということは、先程の卒の場合とは逆、卽ち、吏は卒のように（貰）買の事實を自言する必要がなかったか、あるいは官の方も帳簿を作成する必要がなかったということになる。つまり、賣買行爲に對する處理・取扱において、卒と吏では違いがあったと考えられるのである。

では、この違いとは何なのか。この答えを帳簿だけから引出すことは難しいので、自言についての考察から探ってみようと思う。

自言とは、すでにみた如く「申立て・申請」ということであるが、自言責のように取り立て要求の場合は理解できるとしても、貰賣をした事實さらには現金決濟の場合まで自言しているのはなぜか。この、第一章の疑問三を考えてみたい。既述のように、掛け賣りの場合は、踏み倒しその他のトラブルの際、官に取り引き内容を證明してもらい、圓滑に取り立てができるようにするためのものとも考えられるが、その場合、日附がないのが大いに疑問となる。とすると、官に屆け出ておかねばならない、それを怠ると何か不利益を被ることになるといったことを想定しなければならない。そこで卒が物を賣った場合についてもう少し檢討してみることにしよう。

さて、卒は衣類を賣って現金を得ることが多かったが、賣買が行われると、當然のことながら卒の持ち物に出入りがおこる。官は卒の持ち物をどのように管理していたのだろうか。これを手がかりに賣買に對する官の關與のありかたをみてみたい。

卒の收入としては、粟・鹽・衣類・武器などの官給品と、内地から送られてくる錢や衣類などの私物がある。そして、これら卒の持ち物は倉庫に保管されていたようである。

51

八月丁丑鄣卒十人　其一人守閣　二人馬下　一人吏養　一人使　一人守邸　一人取狗湛　一人守園　一人治計　一人助

（二六七・一七、破、圖二七一）

ここに守閣とみえるのは倉庫番であるが、この閣について裘錫圭氏は、候官において卒の私錢や衣類を保管していたところであるといわれる。(7) 閣が卒の持ち物保管專用の倉庫なのかどうかはわからないが、確かに閣の字は、倉・庫・藏などの他の「そうこ」とは違って、卒の持ち物について記した簡に特徴的にあらわれる。ともあれ、候官には卒の持ち物の保管場所があり、そこを卒が「守」っていたことは確かである。このような倉庫に保管された卒の持ち物の管理を窺わせるものとして、倉庫からの出入に關する記錄がいくつか出土している。

52　第卅二卒宋善　「五月辛酉自取卩」　「畢」　錢二千　「卩」　九月戊辰閣（二〇六・八、破、圖二九八）

53　臨桐卒王博士　「畢」　錢千　「五月丙寅自取卩□」　九月己巳閣☑（三二六・二一、破、圖三三七）

「　」は別筆であることを示す。これらの簡について永田氏は、閣に關する裘氏の見解に基づき、次のように説明されている。宋善が私錢二千を九月戊辰の日に倉庫に預け、その時にまず記録がとられた。それを後に引出したのが「五月辛酉自取卩」で、候官で預金なしと確認したのが「畢」、錢二千を渡したという確認が「卩」である、と。(8) このような錢の出入記録の他に、同類のものとみられる次のような簡がある。

54　□鄣卒張霸　受閣帛一匹　出帛二丈三尺□　（ＥＰＴ六五・六三）

55　鄣卒張霸　出帛丈二尺□□絮□□□兩□□□兩　今毋餘帛　（ＥＰＴ四三・二八三）

56　☑帛一匹　出帛一匹從民吳□買貸繒繻一領□絳　（ＥＰＴ六五・六五）

57　□鄣卒王□　出帛一丈爲母治繻　□□一領　□□□□□　今毋餘帛　（ＥＰＴ六五・一〇六）

58　□鄣卒王□　出帛一丈買韋絳一　出帛一丈買青八斤　今毋餘帛　（ＥＰＴ六五・一〇七）

59　□鄣卒田惲　受閣帛一匹　出帛一匹從客民李子春買□☑　（ＥＰＴ六五・一三〇）

60　止害隊卒張駿　受閣帛一匹　甲渠尉取直穀☑　（ＥＰＴ六五・一六〇）

61　臨木隊卒程當　受閣帛一匹　甲渠尉取直穀卅三石　出穀十六石五斗五升布買絳　出穀三石三斗買□三斤莊繻　出穀三石五斗買履一兩　●凡出穀廿三石三斗五升　當已給　今餘穀九石六斗五升　主　（ＥＰＴ六五・三三〇Ａ）

これらは卒が預けておいた私錢を引出して買物をした記録であろう。ちなみにこの名籍のタイトルは、

62. 受閣卒市買衣物名籍一編敢言之　（EPT六五・五六）

にみえる「受閣卒市買衣物名籍」かもしれない。さて、ここにみられる買物が私的なものであって、公務としての買物でないことは57からも明らかである。倉庫から帛をどれだけ引出して、そのうちいくら拂って何を買ったかが記され、その結果、預帛殘高がゼロとなった場合には、その旨注記されている。要するにこれらの名籍は卒個人別の倉庫出納記錄のようなものであろうが、出納記錄といっても先にみた52、53とは明らかに作成目的が違っている。つまり、單に受け渡しの金額がわかればよいといった性格のものではなく、誰から買った、何にいくら使ったなど、使途の内容が詳しく記されていることからみると、卒の持ち物の管理という側面が強く感じ取れるであろう。このような使途の内容を記錄するには當然本人からの申し出でが必要不可缺となろうが、官の側としてはこれによって卒の錢（この場合は帛）がいくら、なぜ減ったのかを把握することができる。そしてもちろん支出のみならず、收入の方でも、どのようにしていくら得たのかは把握していたはずであるし、錢ばかりでなく、物資の出入りに關しても同樣であったと推測される。

このように卒の場合、官給品のみならず私物をも官によって把握されていたということになる。とすれば、卒が貰賣を自言する、あるいは現金決濟の場合でさえも自言しているのは、未拂いの俸給を拂ってほしいというような、官に何かを求めたいからというよりもむしろ官に屆けておかねばならなかったからではないだろうか。つまり、官は卒の私物管理の必要上、賣買が成立したなら屆け出をさせる。一方卒にとっては、屆けて官の帳簿にのることによって自らの財物が不正な手段で得たものではないことを證明されたことになる、あるいは盜難のようなトラブルがおこった時の證明にもなるのであろう。このように考えると、卒は賣った時だけでなく買った時にも自言しなければならなかったはずであり、從って自言買の名籍は今のところ例をみないが、おそらくこれも存在したものと思われる。ただ、現實に卒が買手になることが少なかったために出土していないとみるべきであろう。

では、吏はどうであろうか。賣買行爲に對する處理・取扱において吏と卒とで違いがあったとのべたが、その違いと

は、卒が賣買を屆け出なければならなかったのに對して、吏にはその必要がなかったということであると考えられる。吏には屆け出義務がなかったために買手帳簿にも賣手帳簿にも主語としてあらわれないのである。つまり賣買に關していえば、官の管理・把握の對象は卒であって、吏ではなかったということになる。

むすび

これまで考察してきた結果をまとめておこう。

一、賣手では卒が、買手では吏が多くの割合を占めた。つまり、卒から吏に賣るという流れがみられた。取り引き品目では衣類が多いが、その價格は決して安くはなく、時として不當に高値で賣られることが問題となった。

二、官は賣買によって生じた財物の增減を把握する必要からも、賣買が成立するとそれを屆け出させた。ただそれは卒のみで吏は對象外である。それゆえ（自言）賣・自言（行道）貫賣・貫賣の諸名籍において、賣手として吏が登場することはなく、また多數存在するはずの買手名籍も作成されていない。これに對して買手となることが少なかったはずの卒については買手側名籍の存在が確認できるのである。

三、從って、掛け賣りあるいは現金決濟まで自言するのは、踏み倒された時の證明を求めたり、まして取り立てを求めたりしているのではなく、屆け出なければならなかったからで、かつこれによって正當な持ち物として認められたものと思われる。

以上、賣買關連簡についての檢討を通して若干の結果を得たが、最後に問題點を指摘しておきたい。ここでは、賣・買、現金・掛いずれの場合にも帳簿が作成されていることを、倉庫の管理の仕方を手がかりに、官の卒に對する管理という側面から說明した。しかし、卒と吏で帳簿の作成のしかたに違いがある、卽ち官の對應の仕方が違うことは確かであるとしても、その違いのよって來たる所を管理にだけ求められるかは疑問であり、他の要因が存在する可能性は充分にあろ

う。例えば、官は吏の俸給から天引きで卒に借金を返済しているが、このような債權の回收という、一見卒にとって有利な取扱いを行っていることは、管理とどのように關わるのか。(9) 管理といっても何故の管理なのか、こそが重要なのである。これは單に賣買という問題に限らず、他の方面からの考察も必要であろう。

さらに、用語の問題もある。第一章であげた賣買關連帳簿のタイトルの中にも不明な言葉があったし、行道などのように、行論においても不明確なまま用いた用語もある。これらの語義を是非明確にする必要がある。

以上述べた諸問題も含め、官の賣買への關わりかたの考察を通して、官と卒の關係について、今後の資料の增加とともにさらに檢討を重ねてゆきたい。

註

(1) 賣買關係簡を扱った先行研究には次のものがある。李均明「居延漢簡債務文書述略」(『文物』一九八六―一一)、林甘泉「漢簡所見西北邊塞的商品交換和買賣契約」(『文物』一九八九―九)。ただし、いずれも吏や卒の個人的賣買のみならず公的賣買をも扱い、李論文では吏の未拂い俸給に關するものなども官の債務文書として扱っており、その對象範圍は廣い。

(2) 簡3は、

□月乙卯餅庭部士吏奉敢言之謹移卒自言賣
編敢言之

というもので、これは餅庭部から甲渠候官に送った「卒自言賣……」という帳簿につけられた送り狀である。

(3) 35～37は29～34とはやや性格を異にする。「貰賣」以下、買手に關してみると、名前だけでなく住所も記され、さらに任者(保證人)もみえる。まるで契約書をみて作成した名籍のようである。37は書式見本で、□以下には買手である王乙の住所と「任者」の語があるのだろう。29～34と違うのは、買手が吏ではなく觻得縣、居延縣、屋蘭縣に住む民間人であるということである。ただ、買手が民間であるから、任者をたてて契約したのかというとそうとも限らないであろう。卒や吏が買手となっている場合でも任者をたてて契約書をかわしている場合がある。敦煌の例であるが、ある契約に關して、簡側に切れ込みをもつ賣手・買手雙方の契約書が出土して注目されているものがある。それは、

神爵二年十月廿六日陵胡隊長張仲□買卒寬竟布袍一領‖賈□千□　(一六〇一A)

神爵二年十月廿六日廣漢縣廿鄭里男子節寬竟賈布袍一‖陵胡隊長張仲孫所賈錢千三百約至正月□□任者□□□‖

□□□□　　（一七〇八A）
正月責附□□十時在旁候史長子仲戍卒杜忠知券□沽旁＝
二斗　　（一七〇八B）

というもので、これは卒と隊長との取り引きであるが、ここには保證人（任者）と立會人（旁）がみえる（なお、簡番號は『敦煌漢簡』甘肅省文物考古研究所編、中華書局　一九九一年による）。契約書そのものは居延からも出土している。それによると賣買の際に必ず契約書を取り交わしたのかどうかはわからないが、契約書を作成するか否かと買手が誰であるかは無關係である。ともあれ、民間人相手の場合には、吏・卒相手の場合とは區別した名籍が作られたのであろう。ちなみにこれらの簡を、李均明氏は「行道賃賣名籍」として分類している（前掲論文）。

（4）「爰書新探—漢代訴訟論のために—」（『東洋史研究』第五一巻第三號）。

（5）簡11のタイトルは、

甘露二年五月己丑朔戊戌候長壽敢言之謹移戍卒自言賃＝
賣財物
吏民所定一編敢言之

にみえるもので、これは部（候長は部の長）から甲渠候官に送られた「戍卒自言賃賣財物吏民所定」という帳簿につけられた送り狀である。

（6）例えば表69は、

陽朔元年五月丁未朔丙辰殄北守候塞尉廣移甲渠候官書＝
曰第廿五隊☑
責殄北石隊長王子恩官袍一領直千五百餅庭隊卒趙回責＝
殄北備寇☑

（7）「漢簡零拾」（『文史』第十二輯）。

（8）永田英正『居延漢簡の研究』（同朋舎　一九八九年）一三四頁。

（9）この問題に關連して李均明氏は前掲論文の中で、次のような見解を示されている。邊塞の吏卒は互いに地理的に離れていて直接取り立てなどを行えないことや、しばしば勤務地や職がかわることから、官が代理人となって債權・債務雙方の權利・義務を履行し、雙方の利益を保證する。このため、卒は內地からもってきた衣財物（邊塞では不足する物品）を安心して當地の吏民に賣る。その結果當地の經濟生活を活潑にさせた、と。

表

	債權者	債務者	內　　容	簡番號
1	吏	吏	舍錢(2330)	3·4
2	吏	吏	茭錢	3·6
3	卒	吏	裘1 (750)	26·1
4	吏	卒	馬錢(9500)	35·4
5	卒	吏	皁練1 (1200)	35·6
6	卒	?	皁布	49·10
7	?	吏	官襲1	88·13
8	卒	吏	鶉縷1 (1000)	112·27
9	卒	?	襦錢(2600)	116·40
10	卒	吏	?	117·30
11	民	吏	?	132·36
12	?	吏	官袍1 (1500)	157·5A
13	卒	?	?	190·12
14	?	吏	糸1斤(350)、麴4斗(38)	206·3
15	?	民	皁複袍1(1800)、縑長袍1(2000)、皁絝1(1100) 皁□(750)	206·28
16	卒	吏	縑1丈(360)	217·15
17	卒	吏	?(500?)	257·17
	卒	吏	布複絝	
	卒	吏	複襦	
18	卒	吏	劍1 (650)	258·7
	卒	吏	裘1 (380)	
19	吏	卒	皁布章單衣1 (353)	262·29
20	卒	?	劍1 (700)	271·1
21	卒	民	九稷曲布3匹(1000)	282·5
22	卒	吏	皁袍	285·19
23	卒	民	八稷布1匹(290)	287·13
24	卒	民	八稷布8匹(1800)	311·20
25	卒	吏	官袍1 (1450)	甲附22
26	?	卒	?	EPT43·81
27	吏	?	茭錢(600)	EPT50·96
28	卒	吏	長襦錢	EPT51·8
29	吏	?	茭錢	EPT51·39
30	吏	吏	粟3石	EPT51·70
31	卒	民	劍1 (800)	EPT51·84
32	卒	吏	縹複袍1 (1100)	EPT51·122
33	卒	吏?	莞皁絝橐絮裝1 (270)	EPT51·125

	債權者	債務者	內　　容	簡番號
34	卒	吏	?	EPT51·199
35	卒	民	糸絮 2 (300)	EPT51·249
36	卒	?	白緇襦 1 (1500)、茭錢(500)	EPT51·302
37	卒	吏	布	EPT51·329
38	卒	?	布複	EPT51·540
39	?	吏	脂錢(120)	EPT52·21
40	卒	?	皁襦	EPT52·387
41	吏	吏	茭錢(600)	EPT52·88
42	卒	吏	衣物錢(計5100)	EPT52·110
43	吏	吏	牛 1 (3500)	EPT53·73
44	卒	?	皁複	EPT53·221
45	卒	吏	袍、襲	EPT56·9
46	卒	民	七稷布 3 匹(1050)	EPT56·10
47	卒	?	?	EPT56·224
48	卒	?	襲 1 (900)、布絝 1 (400)	EPT57·3
49	卒?	民?	青複絝 1 (500)	EPT57·72
50	卒	?	衣財物	EPT58·45
51	卒	吏	鐵斗 1 (90)、刀 1 (30)、緹績 1 (25)	EPT59·7
52	?	卒	袍 1 (1100)	EPT59·31
53	?	民	絮 1 (135)	EPT59·38
54	卒	吏	粟 7 斗、皁布 4 尺	EPT59·114
55	?	民	襲 1 (1250)	EPT59·555
56	卒	吏	練襦 1 (830)	EPT59·645
	卒	?	布(1080)	
57	?	?	官袍	EPT59·923
58	?	吏	?	EPT61·4
59	民	卒	?	EPT65·130
60	?	卒	絝 1 (穀15石)	EPT65·229
61	?	?	□10丈(穀 6 石)	EPT65·231
62	?	卒	絝(穀15石)	EPT65·229
63	卒	?	皁布	EPC1·3
64	吏	?	皁絝 1 (900)	EPS4·T1·21
65	?	吏	鞍錢	EPS4·T2·142
66	吏	?	?	44·22
67	卒	吏	?	127·17
68	卒	?	?	143·8
69	卒	?	?	157·5A
70	?	吏	?	158·3

	債權者	債務者	內　　容	簡番號
71	卒	民	?	261·42
72	卒	吏	?	285·12
73	吏	吏	?	405·2
74	卒	吏	?	EPT52·128
75	卒	吏	?	EPT52·487
76	?	吏	?	EPT52·506
77	卒	吏	?	EPT59·586
78	?	吏	?	EPT61·1
79	卒?	吏	(600)	6·17
80	吏	吏	(800)	58·11
81	?	吏	(300)	158·20
82	?	吏	(300)	185·27
83	卒	吏	(400)	190·13
84	卒	吏	錢	214·34
85	?	吏	(660)	220·16
86	?	吏	錢	259·1
87	卒	吏	錢	279·17
88	卒	吏	(1000)	282·4AB
89	?	吏	(300)	282·9AB
90	吏	?	(600)	564·19A
91	卒	吏	(1000)	EPT4·92
92	卒	?	(300)	EPT40·193
93	卒?	吏	(530)	EPT51·77
	卒?	吏	(200)	
94	卒	吏	(310)	EPT51·214
	卒	吏	(1010)	
95	吏	吏	(1200)	EPT51·225
96	吏	吏	(600)	EPT51·241
97	?	吏	(160)	EPT51·407
98	吏	吏	(1230)	EPT52·2
99	吏	吏	(600)	EPT52·126
100	?	吏	(107)	EPT52·132
101	?	吏	(100?)	EPT52·247
102	?	吏	(1360)	EPT52·531
103	?	吏	(2000)	EPT59·8

A STUDY ON JUYAN HAN WOODEN STRIPS 居延漢簡 WHICH RELATE TO PURCHASE AND SALE

SUMIYA Tsuneko

Among Juyan Han wooden strips, there are many strips on purchase and sale. From these strips, I will explain the actual condition of trade at that time and the method how authorities participated in it. In the course of this study, I exclusively used the strips which related to purchase and sale, making an exception of others, like strips having been related to loan of money and so on. Results are as follows:

1) Analyzing strips of account books and of tytles, it turned out that there were many strips in which sellers appeared as subjects, all of them having been soldiers. And from a point of view of the actual state of trade, there was a tendency that soldiers sold clothes to public servants.

2) Although there appeared public servants as well as soldiers in account books, they were made only for soldiers, taking public servants outside the object of concern. These account books were necessary for authorities to manage soldiers, and were not made by voluntary declaration from purchasers.

AN ASPECT OF PRACTICE OF LAW UNDER THE MAMLŪKS IN SYRIA
—Based on *al-Fatāwā al-Ṭarsūsīya*—

KONDO Manami

Although a large number of studies have been made on qāḍīs (judges) from a theoretical or a social point of view, there are not enough studies which explain their actual condition, that is to say, how they applied the islamic law and how the judicial world was they lived in. The purpose